

【高校 2 年生以上用】

令和 3 年 4 月 7 日

保護者の皆様へ

高知県教育委員会事務局学校安全対策課長

日本スポーツ振興センター災害共済掛金の返還について

日ごろは、災害共済給付事業につきましてご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この災害共済給付制度は、学校の管理下で起きた事故等について医療費等を給付するもので、お子様が高等学校に入学された際、ほとんどのご家庭がこの契約に加入することに同意され、毎年度掛金を支払われていることと思います。

高知県では、生活保護を受けられているご家庭に対し、平成 21 年度から、ご家庭からの申請による共済掛金の返還を行っております。

令和 3 年度もこの取り扱いを継続して行いますので、生活保護を受けられているご家庭で掛金の返還を希望される場合は、別紙 3 「災害共済掛金返還申請書兼口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、各市福祉事務所（町村については県福祉保健所）発行の生活保護受給証明書（※ 1）を添えて、各学校にご提出ください。

返還につきましては、高知県教育委員会から口座振替により返金いたします。

また、取扱期限は、令和 3 年 10 月 4 日（月）まで（必着）とさせていただきます。

なお、この文書は、すべての保護者の方にお配りしております。

※ 1 生活保護受給証明書については、下記の点にご注意ください。

- ・ 依頼者と生徒名を記載してください。
- ・ 証明書の使用目的は「災害共済掛金返還申請のため」としてください。
- ・ 令和 3 年 4 月 1 日以降に発行されたものを提出してください。

※ 2 この掛金返還は、生活保護を受けられているご家庭のみ対象となります。

（ひとり親家庭であっても、生活保護費を受給していなければ、返還の対象とはなりませんのでご了承ください）

《参考》

掛金額（年額一人当たり）・・・全日制 1,720 円・定時制 760 円・通信制 215 円

【問い合わせ先】

高知県教育委員会事務局 学校安全対策課

TEL 088-821-4534

FAX 088-821-4546